

久留米市産業振興奨励金

久留米市への進出を支援 オフィス



年間賃借料・共益費

最大

500万円

業務施設の年間賃借料と年間共益費の50%を1年度間(ただし、敷金等を除く)



交付要件

- 立地要件: 中心市街地または久留米オフィス・アルカディアに業務施設を新設すること
- 雇用要件: 申請時、常時従業者が20人(中小企業者等は5人)以上、かつ市民の新規雇用者が5人以上(ただし、特定業種(自動車関連分野、バイオ・医療関連分野、食品関連分野、環境関連分野)の業務施設(延床面積が30㎡以上)を新設する場合、雇用要件は不要)

(注意)事業開始後5年未満に事業の全部または一部を休止・廃止したときは、奨励金の返還が必要となる場合があります。

久留米市商工観光労働部
企業誘致推進課

☎ 0942-30-9135
Mail: kigyo@city.kurume.lg.jp

詳細は
こちら
▶▶▶

